

両立支援等助成金 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金
提出書類一覧

チェック	提出書類
	① 支給申請書（様式第1号）
	② 有給休暇取得確認書（様式第2号）
	<雇用保険適用事業主でない場合> ③ 労災保険に加入していることが確認できる書類 （労働保険関係成立届の事業主控（労働基準監督署受理済みのもの）、概算保険料申告書等）
	④ 対象労働者が有給休暇を取得したことが確認できる書類 （休暇申出書、休暇簿、出勤簿、タイムカード等）
	⑤ 有給休暇について、年次有給休暇取得の場合と同等の賃金が支払われていることが確認できる書類 （賃金台帳等）
	⑥ 対象労働者の通常の賃金が確認できる書類 （賃金台帳、労働条件通知書等）
	⑦ 対象労働者の所定労働日や所定労働時間が確認できる書類 （労働条件通知書、就業規則、勤務カレンダー等。加えて、シフト制の場合はシフト表）
	<小学校等の臨時休業等により子どもの世話をを行うための有給休暇を取得した場合> ⑧ 小学校等が臨時休業等をしたことについて確認できる書類 （地方公共団体や施設からのお知らせ、学校からの連絡等） ※当該書類がない場合は、小学校等の休業期間を記入した有給休暇取得確認書
	⑨ 対象労働者について、対象事業主に雇用されており、申請日時点において、1日以上勤務している労働者であることが確認できる書類 （労働条件通知書+出勤簿、タイムカード等） ※2回目以降の申請の場合、内容に変更がない場合は提出省略可
	⑩ 振込口座が確認できる書類 （通帳又はキャッシュカード（申請者名、銀行名（支店名）、口座番号が分かるもの）） ※2回目以降の申請の場合、内容に変更がない場合は提出省略可

※申請時に必要書類が揃っていない場合や、書類に不備等がある場合は、申請を受理することはできません。申請期限に余裕をもってご申請ください。

※ケースによっては、追加資料をお願いすることがあります。

※申請の際には、実際に行った取組等の内容が実質的にわかる書類を添付してください。

支給要件を満たす取組等を行っていないにも関わらず、実態と異なる書類を作成して添付することは虚偽の申請であり、不正受給にあたる恐れがあります。

申請期限

- ・令和3年8月1日～10月31日までの取得分：令和3年9月30日～12月27日まで
- ・令和3年11月1日～12月31日までの取得分：令和3年11月1日～令和4年2月28日まで